

広島市小学校教育研究会 英語科部会会則

(名称)

第1条 この会は、広島市小学校教育研究会英語科部会と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、部会長の指定する学校に置く。

(目的)

第3条 この会は、広島市小学校英語科教育の充実と向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総会または、幹事会・研究部会・ブロック会を開催し、役員ならびに年間研究計画及び会則の改・廃の承認をする。
- (2) 会員の研修を深めるために、定期的に、全体またはブロックの研究会、ならびに研究部会を開催する。また、必要に応じて研修会・講習会を開催する。
- (3) 英語科教育に関する調査・研究・情報交流を行う。
- (4) 他の英語科教育研究団体や中学校教育研究会英語科部会との連携を図る。
- (5) その他、この会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(組織及び会議)

第5条 この会は、広島市内の小学校・特別支援諸学校小学部の英語科研究部員をもって組織する。

- (1) 広島市小学校教育研究会英語科部会は、全体会・幹事会・ブロック会・研究部会をもって構成する。
- (2) 幹事会は、部会長・担当副部会長・幹事長・ブロック幹事(代表)をもって構成し、全体会の運営及び研究・事業の推進について企画・立案・審議・決定し、各ブロックの連絡調整を図る。
- (3) 研究の効率を高めるため、各ブロックごとに会を持つことができる。
- (4) 研究部会は、研究に関わる内容について協議するために、随時、研究部長が招集する。その委員は、研究部長と幹事長・ブロック幹事(代表)・研究部委員とする。
- (5) 研究部委員は、研究部長あるいは幹事長の要請により、会員より任命する。

(役員)

第6条 この会は次の役員をおく。

部会長	1名	副部会長	若干名
研究部長	1名	幹事長	1名
ブロック幹事	代表1名・副代表1名		
研究部委員	若干名		

(役員を選出)

第7条 この会の役員を選出は、次のようにする。

- (1) 部会長・副部会長・研究部長は、校長の中から互選によって選出する。
- (2) 副部会長は、校長をもってこれにあてる。

- (3) 幹事長は、会員の中から部会長が委嘱する。
- (4) ブロック幹事は、ブロック会員の中から互選によって選出する。
- (5) 研究部委員は、研究部長あるいは幹事長の任命により、会員より選出する。

(役員の職務)

第 8 条 役員の職務は、次のように行う。

- (1) 部会長は、会を総括する。
部会長は、幹事会をはじめ各会を招集する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事長は、会の庶務を統括し、各会の進行及びまとめ役を努める。
- (4) ブロック幹事は、ブロック会を招集する。
- (5) 研究部長は、必要に応じて研究部会を招集する。

第 9 条 役員の任期は、1 年とする。但し再任は妨げない。

補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(協力者会)

第 10 条 英語科授業研究を進めるために、各ブロックにおいて協力者会を設けることができる。この協力者会は、ブロック幹事が副部会長(各ブロック)の了承により、招集する。

付 則

この会則は、平成 2 3 年 6 月 9 日から施行する。